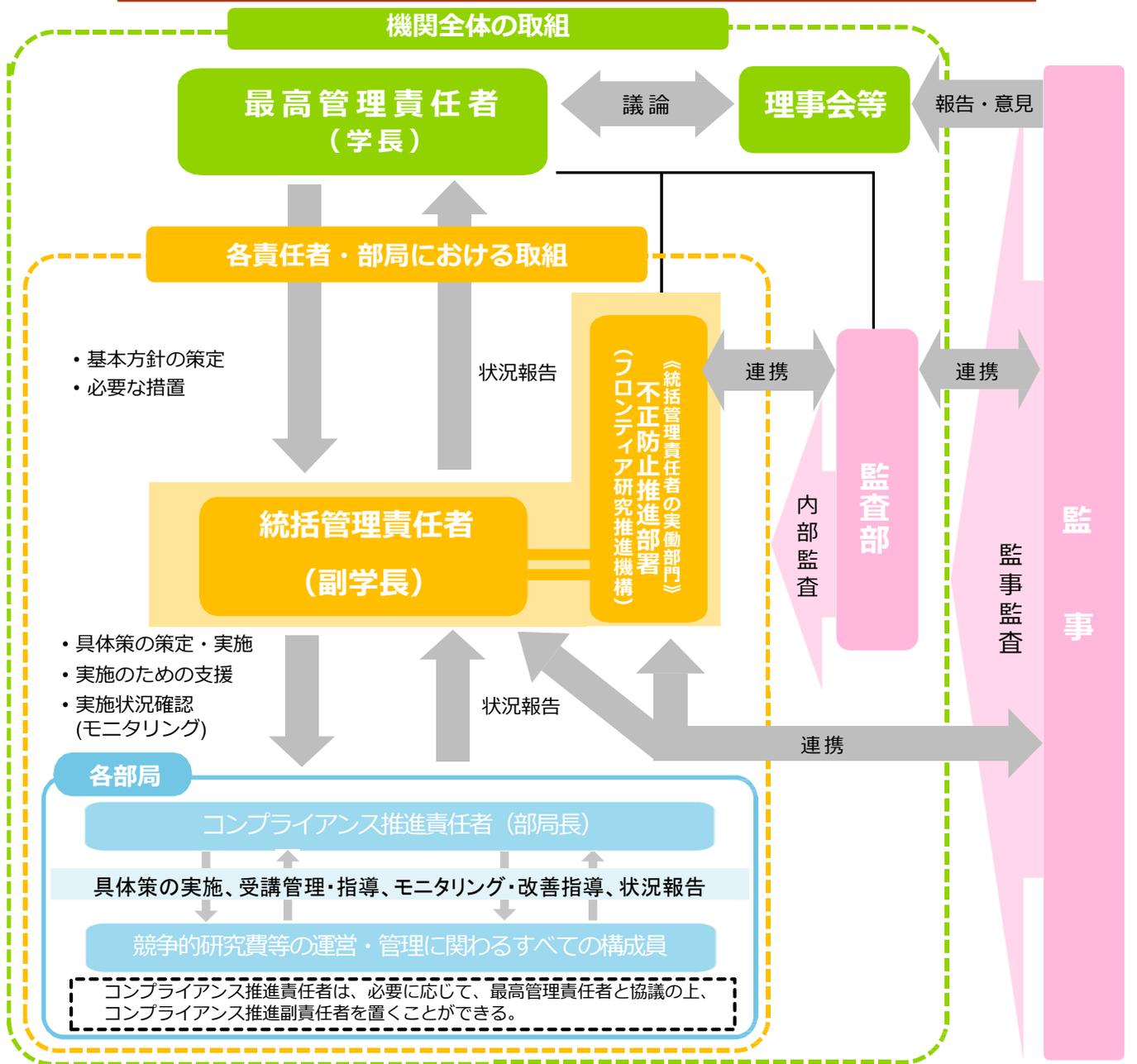


研究費運営・管理の責任体系



- 基本方針の策定
- 必要な措置

- 具体策の策定・実施
- 実施のための支援
- 実施状況確認 (モニタリング)

各部局

コンプライアンス推進責任者 (部局長)

具体策の実施、受講管理・指導、モニタリング・改善指導、状況報告

競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員

コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、最高管理責任者と協議の上、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

最高管理責任者のリーダーシップ

- ✓不正根絶への強い決意の表明
- ✓不正防止策について、実施状況等を踏まえ役員会等で定期的に議論
- ✓積極的に啓発活動を実施し、構成員の意識の向上と浸透を図る

監事に求められる役割

- ✓不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の確認
- ✓不正防止計画が不正発生要因に対応しているか確認
- ✓防止計画推進部署・内部監査部門との連携
- ✓役員会等において定期的に報告し、意見を述べる

統括管理責任者及び防止計画推進部署で機関全体の不正防止対策をプロデュース

- ✓不正防止計画の策定・実施
- ✓コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画
- ✓上記を通じ、構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を実施